

「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」開催要綱

(平成30年度 厚生労働省 障害者虐待防止・権利擁護事業)

1. 研修目的

障害者虐待防止法の実効性のある取り組みをしていただくため、国において「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を実施することにより、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成することを目的に開催します。

2. 研修日程・会場

日 程：平成30年8月7日（火）～ 8日（水）
会 場：大田区産業プラザ（所在地 東京都大田区南蒲田1丁目20-20）

3. 研修内容

(1) 研修の位置付け

当該研修は、国から都道府県への伝達研修とします。

(2) 研修内容

以下の共通研修、ア～ウのコース別研修を行います。

- ア. 市町村・都道府県等窓口職員コース
- イ. 管理者・設置者コース
- ウ. 虐待防止マネージャーコース

□共通研修

【ア、イ、ウの共通研修】

- ① 平成30年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修のポイント
- ② 障害者の権利擁護について
- ③ 障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
- ④ 当事者家族の声を聞く
- ⑤ 主に知的障害のある人を対象とした障害者虐待防止研修

【イ・ウの共通研修】

- ⑥ 性的虐待及び心理的虐待、放棄・放置の防止（講義と防止計画作成演習）
- ⑦ 経済的虐待の防止（講義と防止計画作成演習）
- ⑧ 身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止（講義と防止計画等作成演習）
- ⑨ 職員のメンタルヘルス・アンダーコントロール
- ⑩ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止について

□コース別研修

【ア 市町村・都道府県等窓口職員コース】

- ⑥ 養護者による虐待事案への対応と支援
- ⑦ 保護・分離及び成年後見制度等の活用
- ⑧ 警察および地方労働局との連携
- ⑨ 事実確認調査における情報収集と面接手法（講義）
- ⑩ 事実確認調査における情報収集と面接手法（演習）

- ⑪ 障害者福祉施設従事者による虐待通報への事実確認調査のポイント
- ⑫ 研修に堪える記録の書き方

【イ 管理者・設置者コース】

- ⑪ 施設・事業所における虐待防止体制の整備（講義）
- ⑫ 施設・事業所における虐待防止体制の整備（演習）

【ウ 虐待防止マネージャーコース】

- ⑪ 施設・事業所における虐待防止研修の進め方（講義）
- ⑫ 施設・事業所における職員に対する虐待防止研修の進め方（演習）

4. 研修の対象者等

(1) 対象者

都道府県において、障害者虐待の防止、権利擁護に関する指導的役割を担う者であって、都道府県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修事業の企画立案への参画、講師となる者等。

(2) 人数 合計250名程度

【ア 市町村・都道府県等窓口職員コース 自治体職員とする】

- i) 都道府県職員で障害者虐待防止を企画運営する担当者 1名
- ii) 市町村職員で障害者虐待防止を企画運営する担当者 1名
- iii) 加えて、都道府県労働局担当者の参加も可とする 1名

【イ 管理者・設置者コース】

- iv) 障害者福祉施設設置者・管理者 1名

【ウ 虐待防止マネージャーコース】

- v) サービス管理責任者クラスの職員 1名

5. 受講費

受講費：無料 資料代：1000円（研修初日の受付時に申し受けます。）

6. 情報交換会

1日目終了後に1時間程度の懇親を兼ねた情報交換会を開催いたします（自由参加）。ただし研修の開催方法や講師との交流の場にもなりますので、各県の代表格の方は、是非ご参加ください。

なお、情報交換会参加費（1,000円）は、研修初日の受付時に申し受けます。

7. 申込

別紙「推薦書」に必要事項をご記入の上、7月6日（金）までに下記までEメール（ワード版）にてお申し込みください。

申 込 先

公益社団法人日本発達障害連盟 事務局
〒114-0015 東京都北区中里1-9-10 パレドール六義園北 402
Email : gyakubou@jldd.jp

「推薦書」は下記URLからダウンロードできます。

<http://www.jldd.jp/infoseminar/h30-gyakubou/>

8. 受講決定通知

受講決定は、7月13日（金）ごろを目安に、メールにてお知らせします。

9. 修了証、修了要件

- ・研修終了後、修了証を交付いたします。
- ・修了要件として、全科目への出席が必要となります。

10. 参考テキスト（下記URLからダウンロードしてご持参ください。）

（ア）コース：厚労省マニュアル「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

（平成29年3月）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000156511.pdf>

（イ）（ウ）コース：厚労省マニュアル「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」

（平成29年3月）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000156513.pdf>

（資料は最新版に改訂予定）

11. その他

- ・宿泊、昼食については各自ご手配ください。

12. 各種お問い合わせ

ご質問を下記のメール・アドレスにお送りいただきますと、担当者が順次返信させていただきます。

gyakubou@j1dd.jp

申し訳ありませんが、電話およびFAXでのお問い合わせには対応できません。ご了承ください。